

新火葬場基本計画（案）新旧対照表

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正理由等
目次	第3章 新顔相場の配置・平面・断面計画 4. 配置・平面・断面計画	第3章 新顔相場の配置・平面計画 4. 配置計画と平面計画	第3章 新顔相場の配置・平面・ 断面 計画 4. 配置・平面・ 断面計画	断面図を新たに追加し、断面にも言及するものとしたため追記した。
18	2. 新火葬場に必要機能と規模 2) 新火葬場の機能 (キッズコーナー・授乳室)	待合部分にはキッズコーナーを設け、授乳室を整備する。	共有 部分にはキッズコーナー、授乳室を整備する。	検討委員会の意見を踏まえ、施設内に1カ所の計画であるため、いずれかのユニットに偏らず、各ユニットからアクセスしやすいようにするため修正した。
18	2. 新火葬場に必要機能と規模 2) 新火葬場の機能 (葬儀式場)	葬儀式場については、現斎場にも設置していない。葬儀式場を設置しても公共性の観点から葬儀等に利用できる場所を提供するのみで、葬儀サービスは葬儀社が行うことになるため、夜間は施設管理者の配置の問題が発生する。また既にピーク時の年間の平均火葬数より多い数の民間施設が整備されており、問題無く利用者へのサービスが提供されているため、葬儀専用の式場は設置しないものとするが、多目的室を設け、直葬の際のお別れや、日中の簡単な葬儀・告別式については対応できるようにする。	葬儀式場は 設置せず、多目的室を設置し、日中、火葬スケジュールに支障のない限り、直葬等極小規模な告別式等に対応するものとする。また、多目的室のみならず、告別収骨室や待合室等を同用途に使うことも可能とする。(詳細な検討内容は次項のとおり。) 3) 葬儀式場設置の検討 ・・・(以下修正案参照)・・・	葬儀式場については、検討委員会内でも特に議論のあった部分であり、本編中に検討内容やその経過を掲載することが適切と考えられるため、新たに、次項として「3) 葬儀式場設置の検討」を掲載することとした。検討の結果、各種課題があることから、葬儀式場の設置はしないものとし多目的室等にて対応するものとした。 また、直葬等の多目的室の使用については、火葬スケジュールに支障のない限りで行うものとし、その他告別収骨室や待合室の使用も可能とすることから、その旨を追記した。
23	3. 施設計画 ① 車寄せ・玄関部分	火葬場に到着する会葬者集団は、柩、遺族、僧侶などの宗教者、参列者、葬儀業者からなる。火葬場への到着は霊柩車を先頭に車を列ねて到着する場合が多い。 そのため、車寄せの庇を大きくゆったりと設け、雨天時にも、自動車の乗降に支障がないように計画する。 床は柩を載せた運搬車が移動するため、段差の無いことが望ましく、身障者のための車椅子の利用があることも考慮する。	火葬場に到着する会葬者集団は、柩、遺族、僧侶などの宗教者、参列者、葬儀業者からなる。火葬場への到着は霊柩車を先頭に車を列ねて到着する場合が多い。 そのため、車寄せの庇を大きくゆったりと設け、雨天時にも、自動車の乗降に支障がないように計画する。 また、エントランス部は、山間地の風の影響に配慮するとともに、風除室を設け、空調負荷低減を図る。 床は柩を載せた運搬車が移動するため、段差の無いことが望ましく、身障者のための車椅子の利用があることも考慮する。	検討委員会の意見を踏まえ、山の風の影響について配慮する旨を追記した。また、風除室の設置について追記した。
24	3. 施設計画 ③ 待合室・待合ロビー	待合室は椅子主体とした洋室とし、木材を使うなど明るく温かみのある空間とする。敷地の条件をもとに、眺望を活かした落ち着いた空間とする。 本市では、待合室で飲食を行う慣習があるため、飲食がしやすいよう室内に給湯室を併設し、床や壁材は維持管理がしやすいものとする。	待合室は椅子主体とした洋室とし、木材を使うなど明るく温かみのある空間とする。敷地の条件をもとに、眺望を活かした落ち着いた空間とする。 本市では、待合室で飲食を行う慣習があるため、飲食がしやすいよう 待合室に給湯室を隣接させる。待合室、給湯室ともに 床や壁材は維持管理がしやすいものとする。	検討委員会の意見を踏まえ、よりフレキシブルな待合室の利用に対応させるため、給湯室の配置は隣接させるものに変更した。 また、乳幼児対応ができるように、「畳のスペースを一部設ける等、乳幼児対応できるよう工夫することが望ましい」として今後検討するものとした。

			とする。 今後、多様化していくことが想定される葬送形態に対応できるよう、待合室及び待合ロビーは極力フレキシブルな使い方ができるよう考慮するとともに、給湯室の配置は、待合室の支障にならない位置となるよう配慮する。また、待合室の一部には畳のスペースを一部設ける等、乳幼児対応できるよう工夫することが望ましい。	
25	3. 施設計画 ④ キッズコーナー・授乳室	小さい子供がいる会葬者のために、キッズコーナーや授乳室を設置する。 授乳室はプライバシーが守れるよう個室とし、キッズコーナーは他の会葬者の心情に配慮して、防音等に配慮する。	小さい子供がいる会葬者のために、キッズコーナーや授乳室を設置する。 授乳室はプライバシーが守れるよう個室とし、 2部屋（ブース）程度設けるものとする。 キッズコーナーは他の会葬者の心情に配慮して、防音 性能に優れた構造とする。 いずれも、各ユニットからアクセスしやすいよう供用部分に配置する。	検討委員会の意見を踏まえ、供用部分に配置するよう追記するとともに、授乳室は、複数の空間が設けられるよう追記した。 キッズコーナーの防音に関する表現を修正した。
25	3. 施設計画 ⑤ 霊安室	何らかの理由で火葬を延期しなくてはならなくなり、自宅等に柩の保管場所がないことを考慮して霊安室を設置する。設置場所については、会葬者の動線と交わる場所にできるだけ設置しないようにするが、多目的室での葬儀利用を想定し、多目的室に近い場所に設ける。	何らかの理由で火葬を延期しなくてはならなくなり、自宅等に柩の保管場所がないことを考慮して霊安室を設置する。設置場所については、会葬者の動線と交わる場所にできるだけ設置しないようにするが、多目的室での葬儀利用を想定し、多目的室に近い場所に設ける。 柩の搬入については、正面玄関からの搬入を避け、別に搬入口を設けることが望ましい。	検討委員会の意見を踏まえ、搬入口に関する事項を追記した。
25	3. 施設計画 ⑥ ペット炉及びお別れ室	ペット炉の設置を想定する。一般会葬者とエントランス及び動線を分離して配置し、専用の入口とお別れ室を設ける。	ペット炉を 設置する。 一般会葬者とエントランス及び動線を分離して配置し、専用の入口とお別れ室を設ける。	検討委員会の意見を踏まえ、ペット炉を設置することとしたため、表現を修正した。
26	3. 施設計画 ⑦ 多目的室	葬儀式場は設置しないが、様々な用途に対応できるよう多目的室を設ける。 通常は、待合室や会議室として使用できるほか、祭壇は設置しないが、家族葬等、極小規模の葬儀に対応できるものとする。内装は特に葬儀・告別式に対応した設えとせず、日中の使用のみを想定し、宿泊する機能や機材も備えないものとする。(写真 13) (写真 14)	葬儀式場は設置しないが、様々な用途に対応できるよう多目的室を設ける。 通常は、待合室や会議室として使用できるほか、祭壇は設置しないが、家族葬等、極小規模の葬儀に対応できるものとする。内装は特に葬儀・告別式に対応した設えとせず、日中の使用のみを想定し、宿泊する機能や機材も備えないものとする。(写真 13) (写真 14) なお、多目的室等を利用した極小規模の葬儀に使用できる時間は、火葬スケジュールに影響のないよう、炉前での告別前に 50 分間程度を想定する。多目的室以外の告別収骨室や待合室を用いた場合も同様である。(図 5)	検討委員会の意見を踏まえ、多目的室を用いた場合の家族葬等のタイムスケジュールと使用可能時間を追加した。 また、多目的室以外の同様の使い方についても追記した。

26	3. 施設計画 ⑧ 控室	新規事項	⑧ 控室 僧侶や神官、会葬者等の着替えに使えるほか、多目的で使用可能な部屋を設ける。	宗教関係者より意見聴取した結果、着替え等に必要との意見をいただいたため、項目として追加した。 また、これに伴い以降の項目番号を変更した。
27	3. 施設計画 ⑪ 遊歩道・庭園・展望スペース	⑩ 遊歩道・展望台・森林公園 眺望を活かした遊歩道・展望台を設ける。遊歩道・森林公園は、既存の森林を極力活かした計画とする。	⑪ 遊歩道・庭園・展望スペース 眺望を活かした遊歩道・庭園・展望スペースを設ける。遊歩道は、既存の森林を極力活かした計画とする。展望スペースは、庭園内に設け、庭園内の一角には慰霊碑を設置する。なお、慰霊碑及び周辺には納骨等機能を有しない。	森林法における林地開発の関係から、公園という表記を削除し庭園とするとともに、展望台を展望スペースに修正した。また、庭園内には慰霊碑を設ける旨を追記した。 なお、利用しやすいよう配置図のとおり、庭園を極力施設に近い位置に変更した。
27	3. 施設計画 ⑫ 駐車場	⑪ 駐車場 普通自動車100台、マイクロバス3台の駐車ができる計画とし、会葬者が同一時間帯に重複した場合でも十分な広さを確保する。	⑫ 駐車場 普通自動車100台、バス3台の駐車ができる計画とし、会葬者が同一時間帯に重複した場合でも十分な広さを確保する。	バスからマイクロの表記を削除した。
27	3. 施設計画 ⑭ 進入路・アプローチ空間	⑬ 進入路 建設地付近はカーブが多い山道であるため、進入専用道路を設け、会葬者が安全に施設にアクセスできる計画とする。	⑭ 進入路・アプローチ空間 建設地付近はカーブが多い山道であるため、進入専用道路を設け、会葬者が安全に施設にアクセスできる計画とする。詳細は警察との協議等を経て決定する。アプローチは、富士山の眺望を活かすとともに、参列者の心情に配慮し、落ち着いた空間となるよう演出することが望ましい。	検討委員会の意見を踏まえ、配置図上、進入口の位置を南にずらし、右折レーンの長さを延長した。また、詳細は警察協議等を経て決定する旨を追記した。 アプローチ空間に関する項目を追記した。
27	3. 施設計画 ⑮ その他	⑭ その他 施設を道路からできるだけ離して配置するとともに、道路境界付近には植栽を行うなど、道路や周辺からの見え方に十分配慮した計画とする。	⑮ その他 施設を道路からできるだけ離して配置するとともに、道路境界付近には植栽を行うなど、道路や周辺からの見え方に十分配慮した計画とする。 建築全体として、木質化や一部木構造の採用について検討するなど、静岡県「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を踏まえ、積極的な木材利用を計画する。地域の歴史的背景を読み込み、適切な材料・素材の選定と配置による、美しさと維持管理費の縮減に優れた施設とする。 火葬場は、家族あるいはペット等の死を通して、命について考える貴重な施設であることから、キッズルームや待合ロビーの一部等に教育的、文化的な側面を持ったブースや展示物、本等を設置することが望ましい。また、故人を振り返るうえで、地域の事を振り返ることができるブースの設置も検討する。	検討委員会での意見を踏まえ、施設全体に関することとして、木材の積極的利用について追記した。また、命について考える場としての機能を付加することが望ましいとした。加えて、故人とともに地域を振り返ることができるブースの設置も検討事項として追記した。

29	4. 配置計画と平面計画 1) 建物配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 敷地への進入は市道菰 1115 号線（旧富士見パークウェイ）から直接でなく、安全性の観点から側道を設け、側道から進入するものとする。 旧菰山ごみ焼却場焼却灰埋立地部分には建物は建設せず、駐車場として利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地への進入は市道菰 1115 号線（旧富士見パークウェイ）から直接でなく、安全性の観点から側道を設け、側道から進入するものとする。なお、詳細は今後、基本設計業務や警察との協議等を経て決定するものとする。 旧菰山ごみ焼却場焼却灰埋立地部分には建物は建設せず、駐車場等として利用する。 	詳細は今後決定する旨を追記した。 庭園が一部かかる可能性があるため、駐車場「等」という表現に修正した。
28	4. 配置計画と平面計画 3) 断面計画	新規事項	3) 断面計画 造成工事による環境への影響をできるだけ避け、現況地形の高低差を積極的に活かした断面計画とする。周囲からの見え方に配慮し、建物高さを低くする等配慮する。 集塵装置は地階への設置を計画しているが、最終的に必要な地階の階高は、建築基本設計時に火葬炉設備工事事業者と協議したうえで決定するものとする。なお、これに伴い、地階の造成レベル等は変更になる可能性がある。	検討委員会の意見を踏まえ、新たに断面図を作成したことに伴い、項目を追加した。
29	4. 配置計画と平面計画 3) 全体配置計画図	3) 全体配置計画図参照	4) 全体配置計画図参照 主な修正箇所 <ul style="list-style-type: none"> 森林公園予定地を調整池候補地に修正。 展望台を削除し、新たに設けた庭園に機能を移転。庭園内に慰霊碑を設置。 道路境界付近に植栽の記載を追加。東側緑地帯の幅がより広くなるよう変更。 施設東側ユニットの短辺方向の幅を縮小し、より道路から離れた形に変更。 場内進入口の位置を南側に移動。右折レーンの待機可能台数を増加。 場内駐車場の配置を変更。駐車可能台数変更なし。 埋立地範囲を平成 28 年度土壌調査範囲に準じて修正。 	検討委員会の意見を踏まえ、周辺からの見え方について、より配慮した形に修正した。
31	4. 配置計画と平面計画 4) 平面計画図	4) 平面計画図参照	5) 平面計画図 主な修正箇所 <ul style="list-style-type: none"> キッズコーナー・授乳室の位置を供用部に修正。 事務室の位置を変更。 告別収骨室の壁の一部を稼働間仕切に変更。 西側ユニット待合室と多目的室、東側ユニット待合 	検討委員会の意見を踏まえ、3. 施設計画に則して変更した。

			<p>室と待合室の間を稼働間仕切に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東側ユニット給湯室の位置を変更。 ・東側ユニットロビー形状を変更。 	
32	地下平面図	新規事項	<p>地階平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペット火葬のためのスペースや集塵機械室等を設置した。 	<p>検討委員会の意見を踏まえ、新たに地下平面図を作成した。</p>
32	断面計画図	新規事項	<p>断面図3か所作成。</p>	<p>検討委員会の意見を踏まえ、建設地の高低差や道路との関係性がわかりやすいよう断面図を作成した。</p>
33	<p>5. 外観イメージ</p> <p>1) 外観イメージ</p>	<p>火葬場は、利用した人に対して強い印象として残っていることが多いと思われる。周辺住民にとっても日常的にも大切な景観の一つである。本来の火葬場がもつべき別れの場、葬送の場となるように配慮し、利用者や周辺住民に満足感を与える雰囲気づくりが望まれる。</p> <p>建設地は傾斜地にあり、富士山を望むとともに田園風景が織りなす自然豊かな風景を見下ろせる場所である。それらの景観を生かし、駐車場面積が広いことから火葬場と周辺と調和を図る環境緑地を設け、樹木で飾り全体を公園風にする。</p> <p>敷地の状況から平面構成が複雑な形状となるが、シンプルな屋根形状となるよう心掛ける。周囲の景観に馴染むよう建物高さを抑えるため、全体的には水平基調としたシンプルな構成とし、高さが必要な火葬炉機械室部分は炉前ホールに向かってアーチを描く屋根とすることで、全体的なバランスがとれた形状を目指す。</p> <p>敷地造成により、開けた敷地となるため、建物の高さを抑えたことにより、道路面からみても建物が目立つことを避け、遠景を望めるように配慮する。</p> <p>お別れに訪れた人を優しく受け入れるため、威圧的な外観とせず、ガラス面を多くした明るく開放的な建物となるよう心掛ける。</p>	<p>火葬場は、利用した人に対して強い印象として残っていることが多いと思われる。周辺住民にとっても日常的にも大切な景観の一つである。本来の火葬場がもつべき別れの場、葬送の場となるように配慮し、利用者や周辺住民に満足感を与える雰囲気づくりが望まれる。</p> <p>建設地は傾斜地にあり、富士山を望むとともに田園風景が織りなす自然豊かな風景を見下ろせる場所である。それらの景観を生かし、駐車場面積が広いことから火葬場と周辺と調和を図る環境緑地を設け、樹木で飾る。また、花の咲く樹木を新たに敷地内に植えることで明るい雰囲気を演出する。</p> <p>周囲の景観に馴染むよう建物高さを抑えるため、全体的には水平基調としたシンプルな屋根形状、構成とし、炉室上部の屋根についても、極力高さが感じられないような屋根形状として、全体的なバランスがとれた形状を目指す。</p> <p>敷地造成により、開けた敷地となるため、建物の高さを抑えたことにより、道路面からみても建物が目立つことを避け、遠景を望めるように配慮する。</p> <p>お別れに訪れた人を優しく受け入れるため、威圧的な外観とせず、ガラス面を多くした明るく開放的な建物となるよう心掛ける。ただし、南側開口部については、庇やルーバーを設置する等、直射日光の影響による維持管理費や空調負荷の増大に配慮した計画となるよう工夫する。</p> <p>周辺環境になじむよう、外壁材や色の選定に注意を払うとともに、維持管理のしやすさにも配慮する。</p>	<p>検討委員会の意見を踏まえ、敷地内が明るい雰囲気となるよう、周囲に花の咲く樹木を植えることについて追記した。</p> <p>炉室上部の屋根に関しては、極力高さが感じられないような屋根形状とすることに修正した。</p> <p>また、南側開口部についての注意事項と外壁材や色の選定について追記した。</p>

58	<p>第6章 まとめ</p> <p>1. まとめ</p> <p>4) ペット炉の設置について</p>	<p>愛玩動物用の火葬炉としてのペット炉は、家族同様にペットを愛好する人が増加し、ペット火葬需要も増える傾向にある。住民からの設置の要望を踏まえ、ペット炉を計画する。</p> <p>一般会葬者とエントランス及び動線を分離して配置し、専用の入口とお別れ室を設けるものとする。</p>	<p>愛玩動物用の火葬炉としてのペット炉は、家族同様にペットを愛好する人が増加し、ペット火葬需要も増える傾向にある。住民からの設置の要望を踏まえ、ペット炉を設置する。</p> <p>一般会葬者とエントランス及び動線を分離して配置し、専用の入口とお別れ室を設けるものとする。</p>	<p>25 頁</p> <p>3. 施設計画</p> <p>⑥ ペット炉及びお別れ室</p> <p>の内容に則して修正した。</p>
	<p>第6章 まとめ</p> <p>1. まとめ</p> <p>5) 葬儀式場の設置について</p>	<p>(前略)</p> <p>通常は、待合室や会議室として使用できるほか、祭壇は設置しないが、家族葬等、極小規模の葬儀に対応できるものとする。内装は特に葬儀・告別式に対応した設えとせず、日中の使用のみを想定し、宿泊する機能や機材も備えないものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>通常は、待合室や会議室として使用できるほか、祭壇は設置しないが、家族葬等、極小規模の葬儀に対応できるものとする。内装は特に葬儀・告別式に対応した設えとせず、日中の使用のみを想定し、宿泊する機能や機材も備えないものとする。</p> <p>なお、多目的室等を利用した極小規模の葬儀に使用できる時間は、火葬スケジュールに影響のないよう、炉前での告別前に 50 分間程度を想定する。多目的室以外の告別収骨室や待合室を用いた場合も同様である。</p>	<p>26 頁</p> <p>3. 施設計画</p> <p>⑦ 多目的室</p> <p>の内容に則して修正した。</p>
59	<p>第6章 まとめ</p> <p>1. まとめ</p> <p>6) 外構について</p>	<p>眺望を活かした遊歩道・展望台を設ける。遊歩道・森林公園は、既存の森林を極力活かした計画とする。</p> <p>造成計画は、極力コンクリート構造物の使用を避け、周辺環境への負荷低減に配慮した計画とする。また、造成は、現況の地形をできるだけ活かす計画とする。</p>	<p>眺望を活かした遊歩道・庭園・展望スペースを設ける。遊歩道は、既存の森林を極力活かした計画とする。展望スペースは、庭園内に設け、庭園内の一角には慰霊碑を設置する。なお、慰霊碑及び周辺には納骨等機能を有しない。</p> <p>造成計画は、極力コンクリート構造物の使用を避け、周辺環境への負荷低減に配慮した計画とする。また、造成は、現況の地形をできるだけ活かす計画とする。</p>	<p>27 頁</p> <p>3. 施設計画</p> <p>⑩ 遊歩道・庭園・展望スペース</p> <p>の内容に則して修正した。</p>
59	<p>第6章 まとめ</p> <p>1. まとめ</p> <p>8) 基本計画の活用について</p>	<p>8) 基本計画の作成について</p> <p>今後、設計者及び火葬炉メーカーの選定を行い、基本設計、実施設計と進めることになるが、新火葬場の計画に当たり、住民参加のあり方として、市民代表で組織する基本計画検討委員会等の意見を踏まえ基本計画を取りまとめ、基本設計、実施設計を進めるものとする。</p>	<p>8) 基本計画の作成活用について</p> <p>今後、設計者及び火葬炉メーカーの選定を行い、基本設計、実施設計と進めることになるが、本基本計画を活用し、各業務を進めるものとする。</p>	<p>内容を一部修正した。</p>